

## 施工管理技士資格等に関する第三者委員会の設置について

パナソニック株式会社は、連結子会社のパナソニック環境エンジニアリング株式会社(以下、PESENG)およびパナソニック コンシューマーマーケティング株式会社(以下、PCMC)において自主調査の過程で施工管理技士資格等を不適切に取得していた疑義が発覚したことを真摯に受け止め、グループ全体としての発生原因の究明および再発防止策の提言を目的とした調査を第三者委員会に委嘱することを決定しました。

PESENG では、同社が 2020 年 7 月 30 日に公表した「当社施工管理技士資格の不備について」および 2020 年 9 月 10 日に公表した「第三者委員会設置について」のとおり、同社で確認された施工管理技士資格等の不適切な取得の疑義について、社外の専門家で構成される第三者委員会による調査が行われています。

また、当社は、PESENG の事案を受け、2020 年 8 月以降、建設業許可を有する当社および他の当社グループ会社において、外部専門家の指導の下、自主調査を実施してきました。

一方で、2006 年度に別の連結子会社において施工管理技士資格等を不適切に取得していた問題(以下、前回問題)を受けて、グループ全体で再発防止の取組みを行ってきましたが、今回の自主調査で PCMC において一部の社員が、2007 年度以降に、会社の指示の下で施工管理技士資格等を不適切に取得していた疑義が確認されました。

PCMC は、この事案を重く受け止め、PESENG と同様、施工管理技士資格等の不適切な取得の疑義について、社外の専門家で構成される第三者委員会を設置し、調査を委嘱することを決定するとともに、当社としても、複数の連結子会社において前回問題と同様の問題を再発させたという今回の事態を重く受け止め、グループ全体としての発生原因の究明および再発防止策の提言を目的とした調査を第三者委員会に委嘱することを決定しました。

### <自主調査で判明した事案の概要>

PESENG : 1 級または 2 級施工管理技士資格保有社員および実務経験による監理技術者資格者証保有社員 316 名(559 資格)のうち、不適切な取得の疑義のある社員 22 名(30 資格)  
(第三者委員会設置前の自主調査時点)

PCMC : 1 級または 2 級施工管理技士資格保有社員および実務経験による監理技術者資格者証保有社員 279 名(495 資格)のうち、不適切な取得の疑義のある社員 15 名(18 資格)

PESENG および PCMC では、現時点において、資格を不適切に取得した疑義のある社員が技術者として配置されている現場はありません。過去の配置現場については、今後の第三者委員会による調査状況を踏まえ、第三者による品質検証等の実施を検討します。

今回、複数の連結子会社においてこのような事案が発生し、関係者の皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけすることとなり、心より深くお詫び申し上げます。

当社グループとして、第三者委員会による調査に全面的に協力すると共に、再発防止に全力を尽くしてまいります。

## 記

### <当社における第三者委員会の設置>

#### 1. 第三者委員会の設置の目的

当社グループ全体としての発生原因の究明および再発防止策の提言を目的とした調査のため、第三者委員会を設置しました。

#### 2. 第三者委員会の構成(敬称略)

役割	氏名・資格	所属事務所
委員長	川俣 尚高 弁護士	丸の内総合法律事務所
委員	本村 健 弁護士	岩田合同法律事務所
委員	長島 亘 弁護士	丸の内総合法律事務所
委員	青木 晋治 弁護士	岩田合同法律事務所
委員	角野 秀 弁護士	岩田合同法律事務所
委員	若林 功 弁護士	丸の内総合法律事務所
委員	森 駿介 弁護士	岩田合同法律事務所

※川俣委員長、本村委員、長島委員、青木委員、角野委員、若林委員および森委員は、当社を含むパナソニックグループと利害関係を有していません。

#### 3. 第三者委員会の調査範囲

当社グループ全体としての発生原因の究明および再発防止策の提言を目的とした調査を委嘱します。

なお、今後の自主調査の過程で、PESENG および PCMC 以外の当社および当社グループ会社において PCMC と同等の疑義が生じた場合、つまり、前回問題後の 2007 年度以降に、会社の指示の下で、相当数の社員が施工管理技士資格等を不適切に取得していた疑義が確認された場合には、当該会社における施工管理技士資格等の不適切な取得の疑義に関する調査も個別に委嘱します。

#### 4. 今後の対応について

当社は第三者委員会の調査に全面的に協力してまいります。

第三者委員会による調査の終了時には委員会より調査報告書を受領次第、速やかにお知らせします。また、第三者委員会の調査の途中で公表すべき事項があった場合には、速やかに公表します。

以上